

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（令和8年6月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260604	株式会社 海老名相中(法人番号4021001019478) 代表者 石川 哲也	神奈川県厚木市栄町1丁目1番7号	本社営業所	神奈川県海老名市河原口4-4-8	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和8年4月22日、重大事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0
20260609	大宮交通 株式会社(法人番号6030001001526) 代表者 矢部 順子	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3丁目422-1	本社営業所	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3丁目422-1	輸送施設の使用停止(85日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年6月4日及び令和7年9月18日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	9	9
20260609	株式会社 平和観光(法人番号2030001013062) 代表者 成川 勇一	埼玉県さいたま市桜区五関335-1	さいたま営業所	埼玉県さいたま市桜区大字下大久保103コーポソレイユ202号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第38条第1項	令和7年8月28日及び令和7年9月18日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
20260612	ZSA商事 株式会社(法人番号2040001097781) 代表者 鄭 龍江	東京都江戸川区本一色1-7-15 シバビル102	船橋営業所	千葉県船橋市二和東6-24-14-101	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年5月14日、成田国際空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30
20260623	株式会社 アシスト(法人番号8010601027540) 代表者 久保 裕介	東京都墨田区東墨田3-21-28	三鷹営業所	東京都三鷹市井口3-11-1	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和8年4月16日、法令違反の疑いがあることを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)